

(1) 周知・啓発に関する取組

様々な手段による周知・啓発を行い、保険加入に向けた機運を醸成する。

- ・社会保険未加入対策の関連資料を随時四国地方整備局ホームページに掲載。
- ・各県主催の建設業法令遵守講習会等に併せて普及・啓発のための広報活動を実施。
※平成24年度年間28回、約4000人
- ・許可時において、チラシを添付。
※参考資料②－1、②－2を添付

(2) 建設業許可部局による社会保険未加入企業への対応

建設業許可・更新時の加入状況の確認

- ・平成24年11月1日より、許可申請・更新時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対する加入指導を実施。当該指導に従わない場合には厚生労働省の社会保険担当部局に通報。

経営事項審査の厳格化

- ・平成24年11月1日より、経営事項審査時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対する加入指導を実施。

(3) 建設業担当部局による指導監督

平成24年11月1日より、営業所の立入検査等により社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対して加入を指導。

- ・建設業担当部局において、営業所及び建設工事現場への立入検査等を行い、社会保険未加入企業に対し、文書により加入を指導する。当該指導に従わない場合には厚生労働省の社会保険担当部局に通報。

- ・厚生労働省の社会保険担当部局に通報した社会保険未加入企業で、社会保険担当部局の指示に従わない悪質な社会保険未加入企業に対して、建設業法に基づき他の法令に違反した企業として、指導又は監督処分を行う。
- ・建設業担当部局は、建設業の許可・更新申請書、施工体制台帳、経営事項審査申請書の社会保険に係る事項に虚偽の記載等があった場合、建設業法に基づく指導又は監督処分を行う。

(4) 社会保険担当部局(厚生労働省)との連携

- (2)及び(3)により指導してもなお社会保険未加入の企業について、保険担当部局に通報する。保険担当部局から加入勧奨や指導を行い、これに従わない場合には強制加入手続を行う場合がある。
- ・平成24年11月1日より、保険担当部局からの通報を受け、保険担当部局において保険未加入事業所に対する指導を実施。
- ・保険担当部局は、指導に従わない悪質な保険未加入事業所に対し強制加入手続を行う場合がある。
- ・社会保険担当部局において、保険の加入義務があるのに加入していない事業所を把握するため、法務省から法人登記簿情報の提供を受けるなど未加入対策の強化を実施。

(5) 建設企業の取組(元請企業による下請指導)

保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、元請企業において、協力会等を活用した確認・指導を行うよう促す。

- ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知に向け、建設業者団体に対し、講習会を開催。
- ・建設業担当部局の行う立入検査等において指導状況等を確認。

建設業許可部局による社会保険加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況

整備局等 管 内	1回目指導 (平成24年11月～平成25年6月まで)							2回目指導 (平成24年11月～平成25年6月まで)						通報 (平成24年11月～ 平成25年6月まで)	
	申請等 件数	指導 件数	指導率	報告 件数	報告率	加入 件数	加入率	指導 件数	2回目指導／ 1回目指導	報告 件数	報告率	加入 件数	加入率	通報 件数	通報率
	(a)	(b)	(b)/(a)	(c)	(c)/(b)	(d)	(d)/(b)	(e)	(e)/(b)	(f)	(f)/(e)	(g)	(g)/(e)	(h)	(h)/(b)
北海道	3,987	443	(11.1%)	57	(12.9%)	39	(8.8%)	106	(23.9%)	21	(19.8%)	10	(9.4%)	5	(1.1%)
東北	9,083	881	(9.7%)	159	(18.0%)	156	(17.7%)	191	(21.7%)	36	(18.8%)	31	(16.2%)	21	(2.4%)
関東	32,568	6,826	(21.0%)	884	(13.0%)	742	(10.9%)	1,695	(24.8%)	283	(16.7%)	242	(14.3%)	0	(0.0%)
北陸	5,373	308	(5.7%)	61	(19.8%)	55	(17.9%)	83	(26.9%)	10	(12.0%)	10	(12.0%)	0	(0.0%)
中部	12,716	1,610	(12.7%)	194	(12.0%)	174	(10.8%)	320	(19.9%)	62	(19.4%)	45	(14.1%)	133	(8.3%)
近畿	23,805	2,361	(9.9%)	359	(15.2%)	332	(14.1%)	560	(23.7%)	84	(15.0%)	78	(13.9%)	2	(0.1%)
中国	7,819	389	(5.0%)	44	(11.3%)	41	(10.5%)	72	(18.5%)	13	(18.1%)	12	(16.7%)	0	(0.0%)
四国	5,133	236	(4.6%)	78	(33.1%)	63	(26.7%)	34	(14.4%)	15	(44.1%)	14	(41.2%)	0	(0.0%)
九州	17,210	1,019	(5.9%)	200	(19.6%)	196	(19.2%)	241	(23.7%)	34	(14.1%)	39	(16.2%)	17	(1.7%)
沖縄	934	6	(0.6%)	1	(16.7%)	1	(16.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合計	118,628	14,079	(11.9%)	2,037	(14.5%)	1,799	(12.8%)	3,302	(23.5%)	558	(16.9%)	481	(14.6%)	178	(1.3%)

- 注1) 原則として、1回目指導は、4カ月以内、2回目指導は、2カ月以内の報告を求めることとなっている。
- 注2) 建設業許可部局が行った加入指導に対する加入件数は、上記のとおり、各指導に対し、報告までに原則4カ月（1回目指導）、2カ月（2回目指導）の期間猶予（タイムラグ）があるため、今後、指導に対する加入件数の増加等の変動が見込まれる。
- 注3) 「通報件数」とは、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省の保険担当部局に通知した件数。